

川崎市道路空間活用基本方針の策定に伴うパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、「道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドライン」に基づき、道路空間を『一時的』に活用して、まちの賑わいや交流を創出する取組を推進しています。

一方、『持続的』な活用については、国において「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けた各種制度の新設や、「歩行者利便増進道路」の創設など、様々な制度づくりが進められています。

こうした背景や取組を踏まえ、次の100年を見据え、『一時的』『持続的』いずれの道路空間の活用も推し進め、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、「川崎市道路空間活用基本方針（案）」を取りまとめ、これについて、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、10通（意見総数11件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市道路空間活用基本方針（案）」に関する意見募集
意見の募集期間	令和6年8月30日（金）から令和6年9月30日（月）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	・市ホームページへの掲載 ・市政だより（令和6年9月1日号）への掲載 ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）での閲覧 ・各区役所市政資料コーナーでの閲覧 ・市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課での閲覧 ・建設緑政局総務部企画課での閲覧
結果の公表方法	・市ホームページへの掲載 ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）での閲覧 ・各区役所市政資料コーナーでの閲覧 ・市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課での閲覧 ・建設緑政局総務部企画課での閲覧

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	10 通（11 件）
電子メール	6 通（7 件）
FAX	1 通（1 件）
郵便	3 通（3 件）
持参	0 通（0 件）

4 意見の概要と対応

「川崎市道路空間活用基本方針（案）」に対して、道路利用者の安全や道路占用などに関する御意見が寄せられました。

寄せられた意見が、案に沿ったものや、今後の取組を進めていく中で参考とさせていただくものであったことから、所要の整備を行うとともに、パブリックコメント実施時に添付した、道路空間を活用した道路占用に関する補足を追加した上で、「川崎市道路空間活用基本方針」を策定します。

（１）意見に対する本市の考え方の区分の説明

- A：意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：案の趣旨に沿った意見であり、意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C：意見を踏まえ、今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見等）

（２）意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
1 道路空間活用基本方針全般に関すること	0	4	0	0	0	4
2 道路利用者の安全に関すること	0	1	0	2	0	3
3 道路占用に関すること	0	1	3	0	0	4
合計	0	6	3	2	0	11

5 意見の概要と意見に対する本市の考え方

(1) 道路空間活用基本方針全般に関すること（4件）

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	今後、この基本方針に基づいて、より一層の道路空間が進むとともに、「一時的」活用により、市民に未来像を示しつつ高品質な「持続的」活用へ発展していくことを期待する。	本方針に基づき、本市がこれまで進めてきた、数日・数週間等の「一時的」なイベント占有若しくは反復・継続する「持続的」なイベント占有、又は道路上に工作物等を常時一定の期間設置する「持続的」な道路空間の活用を更に推し進め、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進してまいります。 今後は、道路空間活用の着実な推進に向けて、歩行者利便増進道路の指定など、道路空間の一層の持続的な活用を可能とするため、「川崎市道路占用料徴収条例」や「道路占用許可基準」等の改正に向けた取組を進めてまいります。	B
2	武蔵小杉の地域イベントである花見市で道路を一時利用している。 引き続き、利用させていただきたい。		
3	駅のデッキなど広い空間は積極的に活用していくべきである。今後も色々なイベントが開催されることを期待する。		
4	まちの賑わいや地域の魅力向上の観点から、一定の地域において連続して長期間にわたって継続して道路を活用することはとても有効だと思うので、ぜひ新たな制度を構築していただきたい。		

(2) 道路利用者の安全に関すること (3件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	道路上にオープンカフェや商品棚を置けるほどのスペースが市内の道路にはあまりないと思うが、道路の活用にあたり、道路利用者の安全が最優先と考える。 そのため、道路を活用できる地域を限定して道路の幅員、通行量などを考慮し、安全に配慮した上で取り組むべきと考えるが、どのような道路の活用を想定しているのか。	地域によって、道路及び周辺の利用状況は様々であることから、道路利用者や沿道施設等に配慮しながら、安全・安心で快適な歩行者中心の道路空間を創出し、地域性を活かした取組を進めてまいります。 特に、拠点駅周辺については、まちづくり活動団体など、民間活力を活用した取組が期待されるため、歩行者利便増進道路を指定するなど、持続的な道路空間の活用により、まちの賑わいや交流を創出し、地域価値の向上を図ってまいります。	D
2	道路の活用にあたり、安全に配慮した基準は作られるのか。	道路空間の活用については、地域によって、道路の周辺状況は様々であることから、道路の幅員や沿道施設環境など個々の事象に応じて道路管理者、交通管理者、地域の方々と安全性について十分に協議・調整をしていくことが重要となります。 このため、道路空間の活用にあたっては、その活用を行う区域内に椅子、テーブル、看板、食事施設及び購買施設、その他の物件を設置することが考えられることから、これらの物件が道路利用者の安全な通行の支障とならないようにするため、道路占用許可基準の見直しを進めてまいります。	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	武蔵小杉駅を利用しているため、イベントで地域が盛り上がり、子どもが楽しめる空間になってもらえればうれしいが、道路を活用する場合、歩行者の安全が確保できるように車や自転車と分離された空間でイベントを行っていただきたい。	道路空間の活用にあたっては、道路利用者や沿道施設等へ配慮しながら、歩行者と車両との分離など、安全・安心で快適な歩行者中心の道路空間の創出に向けて取り組んでまいります。	B

(3) 道路占用の取組に関すること (4件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	方針で道路占用料徴収条例、道路占用許可基準を改正するとあるが、市内の道路空間が、他自治体よりも活用されるような内容となるよう検討いただきたい。	道路空間の活用においては、誰もが安全・安心で快適な歩行者中心の道路空間が創出できる道路環境である場合に行うことができます。 また、当該活用にあたっては、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を着実に推進していくことが重要です。 こうしたことから、国や他都市の事例も参考にしながら、道路の周辺状況に応じ、安全性及び快適性に配慮した道路空間の活用を可能とするため、「川崎市道路占用料徴収条例」や「道路占用許可基準」の改正に向けた取組を進めてまいります。	C
2	一般の店舗がまちの賑わいと地域活力の向上を理由に店舗の前で、商品棚やオープンカフェを行うことを幅広く認めてしまうことは、交通への支障や道路を活用して占用物件を置く場所又は占用区域が虫食い状態となり、良好な景観形成に影響を及ぼす恐れがあることから、店舗単体で認めることは好ましくない。	道路空間の活用においては、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、道路のほか、その他のオープンスペースや施設等と一体的に活用することで高い効果が期待される場合など、公共的な空間の連続性を考慮しながら、取組を推進してまいります。	B

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	道路上にオープンカフェなどを設置した場合の占用料について、イベントに伴う一時的な道路の占用では、一定の条件を満たせば全額免除と聞いている。 一方で、この度の方針案にある持続的な道路の活用は、継続的な取扱いと思われるが、この活用の際に道路占用料については、国の取扱いでは道路の清掃を行うなどの一定の条件を満たしても90%の減免までしか受けられないとのことであるが、占用する物件が地域の活性化などの目的で設置するものであれば、公益に資するものであることから、これまで市で行われてきたイベントに伴う一時的な道路の占用と同様に占用料は全額免除していただきたい。	道路は一般交通の用に供することを本来的な目的としています。 一方で、道路の占用は特定人による道路の特別使用を道路管理者が認めるものであるため、その占用料については、道路の維持管理費用に充当することで、本市における財政運営の健全性及び特定人の占用による市民の費用負担の公平性を考慮して徴収する必要があります。 こうしたことから、道路空間の活用における道路占用料の減免については、今後、国や他都市の減免率を参考にしながら、本市の道路空間の活用における公益への影響等を考慮し検討してまいります。	C
4	商店街のイベント事業は、一年も半年も前から計画、準備ができるものではなく、人手も時間も金も足りておらず、警察、消防、公園事務所、保健所への相談、確認、申請にかかる手間と時間を確保することは難しい。 市が積極的に道路空間活用を遂行したいと考えるならば、市、警察、保健所の一体的、一元的な組織・窓口の構築が必要である。	道路空間の活用にあたっては、市（道路管理者）の道路占用許可を始め、警察（交通管理者）の道路使用許可等、様々な手続きによる許可が各種法令に基づき必要となります。 当該手続きのうち、道路占用許可と道路使用許可の両方の許可が必要となる場合には、各許可申請書を市又は警察のいずれかの窓口に一括して提出することができます。今後も引き続き、申請者の負担軽減につながる取組を行ってまいります。 なお、許可については、各許可権者が行うため、許可書の交付又は必要な連絡事項等については、それぞれの許可権者が実施しています。	C